

〔論 文〕

フランス連結会計基準の国際的調和（13）

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除（連結免除）
 - (3) 連結禁止・連結放棄（以上第35巻第4号）
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則（以上第36巻第2号）
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理（以上第36巻第3号）
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理（以上第37巻2号、第3号、第4号）
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル(PCG)により認められたオプション（以上第38巻第1号）
 - ② D248-8条オプション（以上第39巻第2号）
 - ③ 6条オプション（以上第39巻第3号）
 - (10) 外貨換算会計（以上第39巻第4号、第40巻第1号）
 - (11) リース会計（以上第40巻第4号）
 - (12) 連結計算書類の作成基準
 - ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書の適用例（以上本号）

(12) 連結計算書類の作成基準

① 資本連結

連結範囲への最初の組入れ時点で、親会社の子会社に対する「株式投資勘定」とこれに対応する子会社の「資本勘定」は相殺消去される。これを「資本連結」と呼ぶが、そのさいに差額が生ずる場合がある。当該相殺差額は、わが国では「連結調整勘定」と呼ばれるが、フランスでは歴史的には「連結差額 (différence de consolidation)」あるいは「第一回連結差額 (écart de première consolidation)」と呼ばれてきた。ここでは全部連結を前提として、「連結差額」の処理を中心に資本連結を取り上げたい。

1) 1968年国家会計審議会(CNC)勧告書における資本連結の特徴

a. 勧告書の規定

資本連結に関して、フランスにおける会計基準設定機関の最初の公式的見解は1968年3月20日付財務省令承認の国家会計審議会(Conseil National de la Comptabilité; CNC)「貸借対照表と損益計算書の連結に関する勧告書第1号(Recommandation N° 1 sur la consolidation des bilans et des comptes)」（以下「1968年CNC勧告書」と呼ぶ）である⁽¹⁾。

1968年CNC勧告書は「一般原則」、「連結範囲」、「連結のプロセス」、「事前の再処理」、「グループ内の消去」、「連結売上高の定義」、「連結差額」、「連結利益」および「グループ計算書の作成と表示」の9項目から構成されている。「連結のプロセス」では全部連結、比例連結および持分法の3つの連結方法が定められ、フランスでは当初から「比例連結」が連結方法の一つとして挙げられて

いる。さらに、会計実務の調和に係る「事前の再処理」、グループの内部取引の除去に係る「グループ内の消去」に続き、「連結差額」の項目は以下のように定められている。すなわち、

「連結から生ずる置き換えはいわゆる「連結の」差額に帰着し、当該差額はグループ純資産 (situation nette) の一部をなしそこで明瞭に表示されねばならない。

しかしながら、証券の本源的価値が場合によりその取得原価を下回るときのその不足額は、その取得が当該年度に行われかつ減価が表面上にすぎない限り、これを当該差額の計算において生じさせない。そのとき、取得原価は潜在的増価 (plus-values latentes) を含んでいると見え、当該増価はグループ計算書の借方に「のれん (survaleur)」項目の下で計上させるのが適当である。⁽²⁾

しかし「事前の再処理」は、当該潜在的増価をグループ計算書類に計上できるのは、それが重要性がありかつ事前に当局の同意を受けるかグループ内で法的に譲渡された場合に限定されること、また連結対象資産の再評価は当局の定義する基礎に基づいて規定または許可されている限りにおいてのみ勧告されうることを明確にしている。従って、連結に際して、子会社資産・負債の再評価は考えられていない。

以上の1968年 CNC 勧告書における連結差額の取扱いは、これを次のように要約することができる。すなわち、

- ・連結の置き換えは連結差額を生み出す。
 - ・連結差額はグループの資本の一部をなし、そこで明瞭に表示しなければならない。
 - ・減価が表面上のものにすぎないときはマイナスの連結差額を生じさせない。
 - ・そのときには「のれん」項目のもとでグループ計算書の借方に計上するのが適当であるが、その計上については当局の同意が必要である等、制限されている。
 - ・子会社の資産・負債の再評価は行なわない。

以下では、これらの検討を通じて1968年CNC勧告書における資本連結の特徴および問題点を考察したい。

b. 資本連結の仕組みと考え方

1968年国家会計審議会（CNC）勧告書における取扱いを検討するために、当時の資本連結の考え方をよく表していると思われる A. シベル（Cibert）の説明を参考にして、資本連結の仕組みと考え方を明らかにしておこう⁽³⁾。

親会社の資産を A_m (このうち各子会社株式の帳簿価額を t_i), 負債を D_m , 資本 (純資産) を S_m , 各子会社の再処理後の貸借対照表に計上された資産を a_i , 負債を d_i , 資本 (純資産) を s_i とする。

資本連結は親会社 B/S の資産における各子会社株式の帳簿価額 t_i を、それら子会社の再処理後貸借対照表計上の資産 a_i および負債 d_i に置き換える作業である。この資本連結により、親会社の貸借対照表はグループの貸借対照表に変わる。

資本連結により、親会社の資産 A_m から各子会社株式の帳簿価額 t_i が減算され、これと置き換える形で子会社の資産 a_i が加算される。この結果をグループ全体の資産 A_e とすれば、 A_e は次の等式で表される。

$$A_s \equiv A_m - t_i + a$$

他方、親会社の負債 D_m に各子会社の負債 d_i が加算され、グループ全体の負債 D となる。すなわち、

$$D_s = D_m + d_i$$

この結果、グループ全体の資本（純資産） S_0 は、
グループ全体の資産 A_0 からグループ全体の負債
 D_0 を除いたものになるが、同時に、親会社の資
本（純資産） S_m から各子会社株式の帳簿価額 t_i
分を減算し、各子会社の資本（純資産） S_i を加算
したものとして表される。すなわち、

$$A_e - D_e = S_e$$

$$S_e = S_m - t_i + s_i$$

ここで、もし各子会社に少數株主が存在するならば、各子会社資本 s_i から少數株主持分 I_i を除いたもの ($s_i - I_i$) が各子会社におけるグループ持分となり、これを ($S_m - t_i$) と合算したものが最終的にグループの資本（純資産） S_g となる。すなわち、

$$S_e \equiv S_m - t_i + (S_i - I_i) \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

従って、グループの資本（純資産） S_g は、親会社の資本（純資産） S_m から各子会社株式の帳簿価額 s_i 分を減算し、各子会社の資本（純資産） S_i を

加算し、各少数株主持分 I_i を減算したものとなる。

以上の一連の資本連結の作業を図式化したものが第1図表である⁽⁴⁾。

第1図表 資本連結の仕組み

	資産	負債	資本 (純資産)
1. 連結前の親会社 B/S 資本連結 :	$A_m - D_m = S_m$		
2. 子会社株式の消去	$-t_i$		$-t_i$
3. 子会社 B/S 項目の加算	$+a_i$	$+d_i$	$+s_i$
4. 全体の B/S (親会社 + 子会社)	$A_e - D_e = S_e$		
5. 少数株主持分		$+I_i$	$-I_i$
6. グループの状態	$A_e - D_g = S_g$		

上記(1)式の右辺における「 $-t_i + (s_i - I_i)$ 」の部分が資本連結における親会社の各子会社に対する「株式投資」 t_i とこれに対応する各子会社の「資本」 $(s_i - I_i)$ の相殺消去を表している。

c. 連結差額の発生

一般的に、 t_i と $(s_i - I_i)$ は種々の理由から金額的に一致しない。フランスでは、両者の差額は「連結差額 (différence de consolidation)」と呼ばれた。上記(1)式において、当該差額を「 $\pm \Delta S_m$ 」であらわすと、(1)式は(2)式のようになる。すなわち、

$$S_g = S_m - t_i + (s_i - I_i) \quad \dots \dots \dots \quad (1)$$

$$= S_m \pm \Delta S_m \quad \dots \dots \dots \quad (2)$$

ここで、

$$\cdot t_i = (s_i - I_i) \rightarrow S_g = S_m \pm 0$$

$$\cdot t_i > (s_i - I_i) \rightarrow S_g = S_m - \Delta S_m$$

$$\cdot t_i < (s_i - I_i) \rightarrow S_g = S_m + \Delta S_m$$

以下これについて検討する。

・ $t_i = (s_i - I_i)$ の場合、右辺「 $-t_i + (s_i - I_i)$ 」 = 0 となり、この結果、 $S_g = S_m$ となる。すなわち、連結後のグループの資本（純資産）は連結前の親会社の資本（純資産）と等しく、連結により資本（純資産）は何ら変化しないことになる。この場合の会計処理は次のようになり、連結差額は発生しない。

(借)子会社資本(s) ××× (貸)子会社株式(t) ××× 少数株主持分(I) ××

・ $t_i > (s_i - I_i)$ の場合、「 $-t_i + (s_i - I_i)$ 」はマイナス値 ($-\Delta S_m$)、この結果 $S_g = S_m - \Delta S_m$

となり、 $S_g < S_m$ となる。すなわち、連結後のグループの資本（純資産）は連結前の親会社の資本（純資産）より ΔS_m だけ小さくなり、連結により資本（純資産）は減少することになる。この場合の会計処理は次のようになり、連結差額は借方に発生する⁽⁵⁾。

(借)子会社資本(s) ××× (貸)子会社株式(t) ××× 連結差額 ×× 少数株主持分(I) ××

・ $t_i < (s_i - I_i)$ の場合、「 $-t_i + (s_i - I_i)$ 」はプラス値 ($+\Delta S_m$)、この結果 $S_g = S_m + \Delta S_m$ となり $S_g > S_m$ となる。すなわち、連結後のグループの資本（純資産）は連結前の親会社の資本（純資産）より ΔS_m だけ大きくなり、連結により資本（純資産）は増加することになる。この場合の会計処理は次のようになり、連結差額は貸方に発生する⁽⁶⁾。

(借)子会社資本(s) ××× (貸)子会社株式(t) ××× 少数株主持分(I) ×× 連結差額 ××

G. ドゥパラン (Depallens) は、 $t_i < (s_i - I_i)$ の場合の資本減少を「連結の減価 (moins-value de consolidation)」、 $t_i > (s_i - I_i)$ の場合の資本増加を「連結の増価 (plus-value de consolidation)」と呼び、「当該連結差額は連結貸借対照表の貸方に自己資本の増加（連結の増価）とか減少（連結の減価）としてこれを計上する」と説明している⁽⁷⁾。

このように、「各子会社株式の帳簿価額」 t_i と「各子会社資本（純資産）のグループ持分」 $(s_i - I_i)$ との大小関係により、連結後のグループ資本（純資産）は親会社資本（純資産）に比較して増減する可能性があると考えられた。

親会社資本（純資産）の増減額「 $\pm \Delta S_m$ 」は「各子会社株式の帳簿価額」 t_i と「各子会社の資本（純資産）におけるグループ持分」 $(s_i - I_i)$ との差額に等しく、連結差額が生ずると、そのままでは連結後のグループ資本（純資産）は連結前の親会社資本（純資産）に比較してその分だけ増減すると考えられたのである。1968年 CNC 勧告書が連結差額を資本（純資産）の一部としたのは、このような考え方からであると見られる。従って簿記処理上は、貸方に発生する「連結差額」がプラス値 (ΔS_m) を表し、借方に発生する「連結差額」がマイナス値 ($-\Delta S_m$) を表すことになる。

なる。

d. 計算例

1968年 CNC 勧告書に基づく計算例を取り上げてみよう。第2図表は G. ドゥパランが連結会計の解説に用いた計算例である⁽⁸⁾。親会社 A は子会社 B の発行株式の80%を保有する。①は親会社 A および子会社 B の貸借対照表である。A 社の金融固定資産のうち500フラン（以下単位省略）は B 社株式の取得価額である。A 社の期末棚卸資産には B 社からの販売による利益50が含まれる。また、A 社の期首棚卸資産には B 社からの販売による利益100が含まれ、この利益100は前期末の B 社利益に計上され、同社の積立金に振り替えられた。A 社の債権には B 社への短期貸付金200が含まれ、B 社の負債には A 社からの短期借入金200が含まれる。

第2図表 1968年 CNC 勧告書に基づく計算例

① 親会社 A・子会社 B の貸借対照表

借方	A社	B社	貸方	A社	B社
有形固定資産	5,000	720	資本金	4,000	700
金融固定資産	1,240	—	積立金	3,620	200
棚卸資産	3,230	270	利 益	1,020	150
債 権	2,720	230	負 債	4,090	230
現金預金等	540	60			
	12,730	1,280		12,730	1,280

②は連結貸借対照表の準備表である。まず、(1) A 社における B 社株式の純帳簿価額が消去される。(2) A 社の期末棚卸資産には B 社の利益から生ずる50が含まれ、グループ内会社間の利益はグループ外の第三者に販売した時点で初めて最終的に獲得されるので、当該利益部分は親会社の持分比例で消去される。その結果、A 社の棚卸資産の減額は $50 \times 80\% = 40$ に限定される。残りの10は B 社の少数株主にとって獲得された利益を表す。(3) 親子会社間の債権・債務が消去される。

第2図表 ② 連結貸借対照表の準備表

	A社	B社	修 正		連 結 B/S
			加 算	減 算	
借 方					
有形固定資産	5,000	720	—	—	5,720
金融固定資産	1,240	—	—	500 (1)	740
棚卸資産	3,230	270	—	40 (2)	3,460
債 権	2,720	230	—	200 (3)	2,750
現金預金等	540	60	—	—	600
	12,730	1,280	—	740	13,270

	A社	B社	修 正		連 結 B/S
			加 算	減 算	
貸 方					
A 資本金	4,000	—	—	—	4,000
B 資本金	—	700	—	560 (4)	140 (5)
A 積立金	3,620	—	—	—	3,620
B 積立金	—	200	—	160 (4)	40 (5)
A 利 益	1,020	—	160 (7)	—	1,180
B 利 益	—	150	—	120 (4)	30 (5)
連結差額	—	—	140 (6)	—	—
負 債	4,090	230	—	200 (3)	4,120
	12,730	1,280	300	1,040	13,270

(4) B 社の資本金、積立金および利益における A 社持分が消去される。すなわち、B 社資本の80% : $700 \times 80\% = 560$, B 社積立金の80% : $200 \times 80\% = 160$, B 社利益の80% : $150 \times 80\% = 120$ となる。(5) B 社の資本金、積立金および利益の20%は少数株主持分を表す。(6) B 社株式の帳簿価額と B 社純資産との差額として連結差額が生ずる。この場合、B 社自己資本における A 社持分は次のように決定される。なお、当期利益はその処分が未定なので考慮しない。また、B 社から A 社へ販売され期首在庫になった商品に係る利益100は B 社の前期利益に計上され、すでに同社の積立金に振り替えられているのでこれを減額する。

・ B 社資本 700 + B 社積立金 200	= 900
・ A 社期首棚卸資産に含まれた B 社利益	= -100
B 社自己資本 (修正後)	800
① B 社自己資本の A 社持分 : $800 \times 80\% = 640$	
② B 社株式の帳簿価額	= 500
連結差額 : -② + ①	140

(7) 160の利益の加算は次のように説明される。すなわち、

・ A 社の期首棚卸資産にはB社利益の100が含まれており、A社の当期売上原価はその分大きく 100×80% = 80の利益を減少させている(20% は少数株主持分)。このための利益の加算 = 80 B社当期利益150の A社持分80% = 120 A社期末棚卸資産に含まれる50の80% = -40	
・ B社当期利益における A社持分	80
利益の加算額	160

第2図表 ③ 連結貸借対照表

借方	貸方
有形固定資産 5,720	資本金 4,000
金融固定資産 740	積立金 3,620
棚卸資産 3,460	連結差額 140
債 権 2,750	利益のグループ持分 1,180
現金預金等 600	グループ純資産 8,940 (当期利益後)
	少数株主持分
	連結利益 30
	連結純資産 180
	210
	全体の純資産 9,150
	負 債 4,120
	13,270
13,270	

③は連結貸借対照表である。この連結貸借対照表の様式は1968年CNC勧告書に従つたものである。⁽⁹⁾ この場合、プラスの貸方「連結差額」が発生しその結果、グループ純資産(資本)は140だけ増加している。また、内部利益の消去と少数株主持分の取扱いからは所有主義論的見解(親会社説)に近い処理が行われているのがわかる。

e. 連結差額の発生原因とその性質

前述の(1)式および(2)式をもとに、連結差額の発生原因とその性質を考えてみよう。

・ $t_i > (s_i - I_i)$ の場合

この場合、 $S_g = S_m - \Delta S_m$ となる。すなわち、「各子会社株式の帳簿価額」 t_i が「各子会社資本(純資産)のグループ持分」 $(s_i - I_i)$ を ΔS_m だけ上回るためにマイナスの(借方)連結差額が生じたのであるが、その原因としては次のことが考えられる。

・ 親会社 B/S における各子会社株式の帳簿価額 t_i の過大評価

・ 各子会社の資本(純資産)におけるグループ持分 $(s_i - I_i)$ の過小評価

まず、親会社 B/S における各子会社株式の帳簿価額 t_i の過大評価は、減価引当金の不在または不十分性によって説明される。それは、市場相場が評価するよりも子会社の実態が悪いことや減価引当金の評価額の相殺が行われること等による。しかし、フランスでは慎重性の原則により、親会社の貸借対照表において子会社株式が過大に評価されることは考えにくいとされる⁽¹⁰⁾。すなわち、低価法の適用により、市場価格の低下は減価引当金の設定対象となる一方、価格の上昇は考慮されないからである。

また、G. ドゥパランも「連結の減価の場合、親会社の貸借対照表に計上された株式投資勘定の金額が被連結会社の純資産に基づいて確定された連結対象金額を上回るからといって、当該株式投資勘定が過大評価されていると機械的に結論づけてはならない」⁽¹¹⁾と述べ、株式投資勘定の過大評価の可能性を否定しないものの、他の原因を示唆している。

マイナスの連結差額の主たる原因としては、各子会社の資本(純資産)におけるグループ持分 $(s_i - I_i)$ あるいは s_i の過小評価が考えられる。 $(s_i - I_i)$ さらには s_i 自体の過小評価は、資産の過小評価、負債の過大評価の帰結と考えられる。資産の過小評価には、土地・建物等の有形固定資産、無形固定資産および投資有価証券の過小評価が考えられる。とくに、「のれん」を中心とする無形固定資産、投資有価証券および土地等の有形固定資産の過小評価が重要である。

一般的に、子会社株式の取得時の評価額は子会社の帳簿上の資本だけでなく、その時のマーケットバリューでの評価額、将来の子会社の収益性や「のれん」価値の親会社による考慮等、子会社の経営における種々の要素を考慮して評価されていると考えられる。他方、子会社の帳簿上の資本は取得原価主義会計のもと、市場の評価額との乖離が起こりやすい。特に、取得原価主義では「市場価格の上昇」は原則として考慮しないのに対して、「価格の低下」は慎重性の原則の下、低価法の適用により考慮される。このような取扱いが、資本連結時にマイナスの連結差額を生み出す主たる原因となりうる。

子会社株式の取得時に、親会社が主観的に子会

社の将来の超過収益を評価した場合、当該超過収益は取得時の子会社における無形資産としての「のれん」価値の存在を意味するものである。しかし子会社は、当該のれんをその B/S に計上しているわけではない。子会社株式の取得価額 t_i は、場合によりこの「のれん代」を含んだ支払価額であるが、連結時の子会社の帳簿上当該「のれん」は計上されていない。このため、このような「のれん」は資本連結時に連結差額として出現する。連結差額としての「のれん」は親会社の主観的評価に基づくとはいえ、実際の取引で取得されたと見られ、いわゆる自己創設のれんとは異なる。

さらにフランスでは、1960年-70年代にかけて企業資産の過小評価の問題が指摘されていた。資産の過小評価の中で最も深刻な問題は投資有価証券の過小評価問題である⁽¹²⁾。前述のとおり、フランスでは慎重性の原則のもと低価法の適用により、市場価格の低下は減価引当金の設定対象となる一方、価格の上昇は考慮されない。これにより有価証券の過小評価は1960年代から70年代の後半頃まで一般的に指摘された最も重大な問題であった。また、土地等の有形固定資産も土地価格上昇とともにその過小評価が問題となりうる。

このような子会社資産の過小評価を原因として生ずる連結差額は、子会社における再評価積立金的性質を有するものである。すなわち、本来、連結に先立って子会社資産の再評価を行い、過小評価を是正した上で相殺消去すべきものである。当該再評価時には「(借) 資産 (ΔS_m) ×× (貸) 再評価積立金 (ΔS_m) ××」の会計処理が行われるであろうから、当該原因に基づくマイナスの連結差額は子会社資本を構成する再評価積立金に振り替えるべきものである。すなわち、

(借)子会社資本(s_i) ××× (貸)子会社株式(t_i) ×××
子会社資本(ΔS_m) ×× 少数株主持分(I_i) ××

もっとも、過小評価が減価引当金の過大計上に起因しているときには、当該引当金の過大繰入は子会社資本における利益剰余金を過小にしていることになるので、当該原因から生ずるマイナスの連結差額は子会社における利益剰余金的性質を有するものと考えることもできる。実際、フランス証券取引委員会(COB)が指摘する「フランス企

業における投資有価証券の一般的過小評価」に鑑みて、子会社における投資有価証券の過小評価を原因とするマイナスの連結差額の発生は十分起こりうるのではないかと思われる。

また、マイナスの連結差額の発生原因が無形資産としての「のれん」である場合、当該差額は「のれん」勘定に振り替えるべきものである。CN C 勧告書が当該差額全額を「のれん」として借方計上するのは、この点を考慮したからであろう。すなわち、

(借)子会社資本(s_i) ××× (貸)子会社株式(t_i) ×××
のれん(ΔS_m) ×× 少数株主持分(I_i) ××

のれんについて、G. ドゥパランは「当該連結減価は親会社貸借対照表における減価引当金の不在または不十分性だけでなく、当該株式投資勘定が場合によっては証券発行会社の潜在的または秘密の積立金の存在を考慮しているという事実によつても説明されうる。後者の場合、追加的な項目を連結貸借対照表の借方に創設して当該過小評価を修正すべきである。当該勘定は米国の実務家により「goodwill」、CNC により「survaleur」と呼ばれている」⁽¹³⁾と説明している。

他方、負債の過大評価としては、過度の「慎重性の原則」による危険引当金の過大計上等が考えられる。この場合、危険引当金の過大繰入は子会社資本における利益剰余金を過小にしているわけであるから、当該原因から生ずる連結差額は利益剰余金的性質を有すると考えられる⁽¹⁴⁾。当該部分は、本来、連結に先立って戻入れを行った上で相殺消去すべきである。すなわち、

(借)子会社資本(s_i) ××× (貸)子会社株式(t_i) ×××
子会社資本(ΔS_m) ×× 少数株主持分(I_i) ××
(利益剰余金)

以上のマイナスの連結差額の性質から見れば、「のれん」の取扱いを除いて資本の減算要素となる CNC の取扱いは当該性質と必ずしも整合的でないようと思われる。

・ $t_i < (s_i - I_i)$ の場合

この場合、 $S_i = S_m + \Delta S_m$ となる。すなわち、「各子会社株式の帳簿価額」 t_i が「各子会社資本(純資産)のグループ持分」 $(s_i - I_i)$ を ΔS_m だけ下回ったためにプラスの(貸方)連結差額が生じ

たのであるが、次の原因が考えられる。

- ・親会社 B/S における各子会社株式の帳簿価額 t_i の過小評価
- ・各子会社の資本（純資産）におけるグループ持分 $(s_i - I_i)$ の過大評価

親会社 B/S における各子会社株式の過小評価であるが、フランス企業の資産の過小評価、その中でも特に子会社株式の過小評価が重要な問題として指摘されていたことは前述のとおりである。これを原因として貸方の連結差額が生ずることは十分に考えられる。当該差額は再評価差額に相当すると考えられ、親会社における再評価積立金的性質を有するものである。もっとも、過小評価が減価引当金の过大計上に起因している場合、当該原因から生ずるプラスの連結差額は親会社における利益剰余金的性質を有すると考えられる。

親会社 B/S における各子会社株式の過小評価は、本来、連結に先立って子会社株式の再評価を行い過小評価を是正した上で相殺消去すべきものである。当該再評価時には親会社で「(借) 子会社株式 $(\Delta S_m) \times \times \times$ (貸) 再評価積立金 $(\Delta S_m) \times \times$ 」の会計処理が行われるであろうから、当該原因に基づくプラスの連結差額は親会社資本を構成する再評価積立金に振り替えるべきものである。この意味で資本の増加となる CNC 勧告書の取扱いは 当該差額の性質と整合的であるといえる⁽¹⁵⁾。

(借) 子会社資本 $(s_i) \times \times \times$ (貸) 子会社株式 $(t_i) \times \times \times$
 少数株主持分 $(I_i) \times \times$
 親会社資本 $(\Delta S_m) \times \times$
 (再評価積立金)

これに対して、各子会社の資本（純資産）におけるグループ持分の過大評価は、資産の過大評価、負債の過小評価の結果と考えられる。前述のとおり、フランスでは「慎重性の原則」の適用により、資産の過大評価や負債の過小評価は考えにくいものの、潜在的な損失・減価や極端な低収益によるマイナス「のれん」が存在すると見られる場合、これを考慮していないことによる資産の過大評価または負債の過小評価は考えられうる。潜在的な損失・減価を考慮していない場合、危険引当金の過小繰入れは子会社資本における利益剰余金を過大にしているわけであるから、当該原因から生ず

る差額は子会社における利益剰余金のマイナス的性質を持つ。また、極端な低収益によるマイナス「のれん」が存在するのにこれを考慮していない場合、当該原因から生ずる差額は子会社における再評価積立金のマイナス的性質を有すると考えられる。この場合の差額については、資本の増加となる CNC の取扱いは当該性質と整合的でないようと思われる。

(借) 子会社資本 $(s_i) \times \times \times$ (貸) 子会社株式 $(t_i) \times \times \times$
 少数株主持分 $(I_i) \times \times$
 子会社資本 $(\Delta S_m) \times \times$
 (再評価積立金)

プラスの連結差額が生ずる原因としては、これらのほかに決算日に一括して連結を行う方式が挙げられる⁽¹⁶⁾。当時のフランスでは親会社決算日に一括して連結を行っていたことから、支配獲得日以後の当該子会社における剰余金の増加分が貸方連結差額に含まれることになる。この原因による連結差額は利益剰余金的性質を有するものであるといえる。

以上のように発生原因からみると、連結差額には再評価積立金的性質あるいは利益剰余金的性質が混在している。このような連結差額の性質の多様性ゆえに、それを資本とする1968年 CNC 勧告書の取扱いが連結差額の性質とすべて整合的であるわけではない。すなわち、連結差額の性質から見て、それを資本とする処理が整合的なのは、親会社における「各子会社株式の帳簿価額 t_i の過小評価から生ずるプラスの連結差額のケースである。実際、持株会社化しつつあった当時のフランス大企業において、その投資有価証券の一般的過小評価の問題が指摘され、後述のミシュラン社の事例でも指摘したように、子会社株式等の著しい過小評価が巨額の再評価差額を生み出していた実態がある。

また、マイナスの連結差額のケースでは、子会社における無形価値としての「のれん」の計上を認めることで、連結後のグループ資本の減少が回避される。これらの点からすると、CNC 勧告書は親会社における株式投資勘定の過小評価から生ずる連結差額の処理に重点を置きつつ、マイナスの連結差額の発生によるグループ資本減少をのれんの計上容認により限定するものである。

2) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勘告書の適用例

a. モエ・エネシー社 ($S_g = S_m - \Delta S_m$ のケース)

ここで、1968年 CNC 勘告書に準拠して連結貸借対照表を作成した企業をいくつか取り上げてみ

たい。第3図表はモエ・エネシー (Möet-Hennessy) 社の1971年12月31日付連結貸借対照表である。同社はグループの持株会社であり、1970年度から連結計算書類を作成している。当該連結貸借対照表の作成基準は明確にされていないが、内容から見て1968年 CNC 勘告書に準拠したものと見られる。

第3図表 モエ・エネシー社の連結貸借対照表

連結貸借対照表

1971年12月31日現在

(単位: 千フラン)

資産	取得原価	償却累計	期末残高	資本・負債	利益処分前1971年度末残高
繰延勘定	5,312	917	4,395	資本金・剩余金	
固定資産				資本金	135,272
土地	60,504	1,917	58,587	株式発行差金	566,035
建物	129,935	26,456	103,479	法定準備金	7,408
機材装置	66,471	29,555	36,916	任意積立金	153,462
運搬機器	11,029	6,089	4,940	再評価積立金	11,065
什器備品	21,026	9,107	11,919	前期繰越利益	4,086
無形固定資産	31,035	551	30,484		
その他固定資産	4,040	578	3,462	計	877,328
建設仮勘定	12,621	—	12,621	連結差額	-414,698
計	336,661	74,253	262,408	当期純利益(グループ持分)	+39,588
投資				グループ持分計	502,218
1年超貸付金	1,755	—	1,755	少数株主持分	
投資勘定	66,387	694	65,693	前期繰越利益	7,481
預金および差入保証金	1,518	—	1,518	当期利益	6,040
計	69,660	694	68,966	株主持分計	515,739
棚卸資産	554,957	—	554,957	損費引当金	20,251
流動資産				固定負債	202,852
前渡金	12,210	—	12,210	流動負債	
売掛金	135,168	766	134,402	買掛金	50,124
その他確定金銭債務	37,382	—	37,382	その他確定金銭債務	126,164
前払費用	8,272	—	8,272	未払費用	22,970
受取手形	38,949	—	38,949	1年以内借入金	73,530
小切手および期限到来の利札	8,160	—	8,160	支払手形	127,672
有価証券	1,548	10	1,538	当座預金	18,969
当座預金	26,375	—	26,375	計	419,429
現金	257	—	257	資本・負債合計	1,158,271
計	268,321	776	267,545		
資産合計			1,158,271		

同社の1971年連結貸借対照表では、グループ子会社10社（いずれも90%以上保有会社）が連結対象となり、これら子会社の連結により、「連結差額」414百万フランがマイナス値としてグループの資本に計上された。「 $t_i > (s_i - I_i)$ 」による「 $S_g = S_m - \Delta S_m$ 」のケースである。当該金額は連結前の親会社資本887百万フランの46.7%に相当する。同社はマイナスの連結差額の計上理由として、「一般的に、この科目がマイナスとなるのは、子会社の簿価と適正時価との間に開きがある、連結に

さいして簿価を時価に修正するようなことはしないから、仮に含み益が発生しても、適当な貸借対照表科目によって表示されない限り連結計算の対象とならないことによる」と注釈している。

このように同社は連結差額の発生原因を子会社の簿価と適正時価との開きにあるとした。この開き（含み益）は連結の対象にならないため、連結後の少数株主持分を除いたモエ・エネシー社グループの資本（純資産）は親会社資本（純資産）に比べて大幅に減少した。この意味で、同社の連結差

額は再評価差額に対応するものであり、本来的には子会社における再評価積立金としてその資本に含めるべき性質のものであろう。

第4図表はモエ・エネシー社の1971年度～1981

年度の連結貸借対照表における連結差額およびグループ資本の変動を示している（資本の数値はいずれも当期損益を含まない）。

第4図表 モエ・エネシー社の連結差額とグループ資本の変動

（金額：百万フラン）

項目	1971	72	75	76	77	78	79	80	81
(1) 連結差額	-414	-415	-146	-189	-166	-334	-156	-337	-196
(2) 親会社資本	887	891	909	909	914	1,331	1,338	1,553	1,715
(3) グループ資本	462	460	763	720	749	997	1,181	1,216	1,366
(4) (1)÷(2)(%)	-46%	-45%	-16%	-20%	-18%	-24%	-11%	-21%	-11%
(5) (3)÷(2)(%)	55%	52%	83%	79%	82%	75%	88%	78%	80%

※ 資本の数値は当期利益・損失を含まない
(モエ・エネシー社の各年度の年次報告書より筆者作成)

これによれば連結差額（マイナス値）は親会社資本に対する割合が低下したといえ、グループ資本（純資産）の無視しえない減少要因になっていたことがわかる。1971年度～1981年度のモエ・エネシー社の連結差額はマイナス値であり、グループ資本は親会社資本よりも減少し、特に1971年度および1972年度の減少額は著しく親会社資本の50%近くに達した。1978年の法定再評価の実施後も、連結後のグループ資本が連結前の親会社資本を下回る傾向は変わらない。

また、連結差額は子会社株式の取得価額 t_i と12月31日時点のこれら会社の資本（純資産）簿価 ($s_i - I_i$) との差額を表しており、支配獲得後の子会社における資本変動部分もすべて含んでいる。当該増加部分は s_i の増加要因であり、プラスの連結差額の発生原因となる。もっとも子会社において損失計上の場合にはマイナスの連結差額の発生原因となり、これらプラスとマイナスは相殺されている。当該部分は、本来的には他の原因から生ずる連結差額から分離して、支配獲得日後の剰余金として資本の部で別個に表示すべきものである。

各年度の年次報告書に記載された「子会社および投資」の明細あるいは「関係会社貸付金等明細表」を見てみると、この間、同社グループの子会社が赤字だったわけではない。当初の連結差額がもともとマイナス値であったためである。第5図表は同社の1978年度～1981年度の年次報告書に記載された法定再評価実施後の連結株主持分変動の

内訳表をまとめたものである（同社の資本の数値はいずれも当期損益を含まない）。

第5図表 モエ・エネシーグループ資本の変動要因
(千フラン)

	1978	1979	1980	1981
期首グループ資本	749,364	997,759	1,181,874	1,216,493
連結差額における変動 (内訳)	-168,746	+177,652	+167,066	+141,482
・前年度利益処分 (積立分)	+64,250	+85,265	+30,358	+10,189
・配当金等調整	-43,395	+14,642	+12,071	+158,176
・価格賃費準備金等の純変動	+30,975	+89,960	+138,897	+1,287
・連結範囲の変動	-60,992	-7,806	-39,436	-22,814
・持分法の連結差額の変動	+128	-1,298	+1,039	-5,023
・再評価差額	-185,524	+8,223	+19,718	-7,093
・その他（為替差額等）	+25,812	-11,334	+4,419	+6,760
親会社資本における変動 (内訳)	+417,141	+6,463	+215,515	+8,168
・資本金増加	+348	+303	+52,686	+515
・株式払込剰余金	+984		+157,919	+3,811
・積立金			-166,747	+2,938
・固定資産譲渡益積立金	+9	+2,488	+166,749	+1,925
・次期繰越	-18,358	+3,683	+6,899	-830
・再評価積立金・特別準備金	+434,158	-11	-1,991	-191
期末グループ資本	997,759	1,181,874	1,564,455	1,366,143

※1980年期末グループ資本の数値と1981年期首のその数値は一致しない。

（各年度の「連結株主持分表」から筆者作成）

これによれば、グループ資本の変動は「連結差額における変動」と「親会社の資本における変動」

より構成される。「連結差額における変動」には前年度利益の処分に係る留保分等の支配獲得後の子会社剰余金の変動、1978年度法定再評価に係る再評価積立金などが含まれていることがわかる。これらは本来的には連結差額に含められるべきものではない。

モエ・エネシー社は「のれん」を計上していないことから、当初の連結差額がグループ資本を減少させ、その後の子会社資本の変動や新規の連結差額の発生等により変動することになる。株主持分変動の詳細が表示されなければ、グループ資本変動の実態が十分に把握できないと思われる。

b. ロレアル社 ($S_r = S_m - \Delta S_m$ で「のれん」計上のケース)

ロレアル (L'Oréal) 社の1969-1973年比較連結

貸借対照表（1973年度年次報告書に表示）には、それぞれ30百万フラン、30百万フラン、1百万フラン、6百万フラン、86百万フランの連結差額が借方に計上されている。同社連結貸借対照表も作成基準を明示していないが、内容から見て1968年CNC勧告書に準拠したものと見られる。同社の総資産の50%前後は株式投資勘定が占めている。

ロレアル社のケースもモエ・エネシー社と同様、連結差額がマイナス値 ($t_i > (s_i - I_i)$) による $S_r = S_m - \Delta S_m$ のケースであるが、同社はモエ・エネシー社と異なり当該差額を資本から減算しないで、借方資産の最下部に「連結から生ずる差額 (différence résultant de la consolidation)」の名称で記載した。第6図表はロレアル社の1969年度～1979年度の連結貸借対照表上の連結差額とグループ資本の変動を示している。

第6図表 ロレアル社の連結差額とグループ資本の変動

(金額:百万フラン)

項目	1969	70	71	72	73	75	76	77	78	79
(1) 連結差額	30	30	1	6	86	232	241	262	273	301
(2) 親会社資本	257	303	325	407	433	660	668	737	789	1,590
(3) グループ資本	272	314	339	409	432	1,017	1,134	1,293	1,418	2,002
(4) (1) ÷ (2) (%)	11%	10%	0.3%	1%	20%	35%	36%	36%	35%	19%
(5) (3) ÷ (2) (%)	106%	104%	104%	100%	100%	151%	170%	175%	180%	126%

※ 資本の数値は当期利益・損失を含まない
(ロレアル社の各年度の年次報告書より筆者作成)

これによれば、借方勘定「連結から生ずる差額」の計上により、同社のグループ資本は親会社資本を下回ることはなかった。なお、同社の当該借方勘定は1975年度からは「連結された証券の取得価額の残額 (Complément de valeur d'aquisition des titres consolidés)」の名称に変わり、固定資産に計上されている。

1973年度の注記によれば、借方計上の連結差額の性質について、「当該項目は被連結会社における参加証券の取得価額と当期利益処分前の12月31日時点のその純帳簿価額 (資本金、積立金および臨時的引当金)との間から生ずるプラスまたはマイナスの差額を表している。マイナスの連結差額はたいていの場合、参加証券の取得価額が、再評価されていない固定資産あるいは貸借対照表非計上のブランドや一般に無形価値といった潜在的増価を考慮しているという事実から生じた」とされて

いる。

この注記から、まず、資本連結における相殺消去の対象となる子会社の資本（純資産）は支配獲得日ではなく決算日の簿価ベースの資本がとられ、モエ・エネシー社と同様、同社の連結差額には支配獲得日後の子会社資本の変動分が含まれていると考えられる。当該部分は、本来的には他の原因から生ずる連結差額から分離して、支配獲得日後の剰余金として資本の部で別個に表示すべきものであるが、同社はこれを借方の連結差額に含めて（減算して）いるものと見られる。

さらに、同社の連結差額はこれと他の原因から生ずる「連結差額」との相殺により、全体としてはマイナス値になったと考えられる。マイナスの連結差額の主要発生原因としては、子会社における固定資産および無形価値の過小評価とである。すなわち、子会社株式の取得価額は子会社の固定

資産再評価差額や貸借対照表非計上のブランド等の無形価値といった潜在的増価を考慮したものであるのに対して、相殺消去の対象となった $(s_i - I_i)$ は簿価ベースであることから、「 $t_i > (s_i - I_i)$ 」による「 $S_g = S_m - \Delta S_m$ 」の結果、マイナス「連結差額」が発生したのである。当該連結差額部分は、本来的には子会社における再評価積立金としてその資本に含めるべき性質のものであり、連結

貸借対照表上、再評価差額に対応する部分は該当の固定資産に、無形価値に対応する部分は「のれん」に振り替えるべきものである。

c. ミシュラン社（「 $S_g = S_m + \Delta S_m$ 」のケース）

第7図表はミシュラン（Michelin）社の1976年12月31日付連結貸借対照表である。同社はグループの持株会社である。

第7図表 ミシュラン社の連結貸借対照表

連結貸借対照表

1976年12月31日現在

（利益処分前・千フラン）

資本・負債

ミシュラングループ

資産

組織費		272,677
総額	313,431	
減価償却累計	-40,754	
固定資産		6,013,856
有形固定資産	13,612,948	
減価償却累計	-7,613,956	
	5,998,992	
無形固定資産	70,996	
減価償却累計	-56,132	
	14,864	
株式投資		743,062
持分法適用証券	61,813	
非連結会社証券	681,249	
その他の固定資産		219,529
棚卸資産		4,825,072
当座資産		8,089,345
売掛金	2,715,710	
その他債権・調整勘定	612,753	
財務勘定	4,760,882	
資産合計		20,163,541

グループ総資産		4,828,289
資本金	494,937	
積立金	341,959	
連結差額	3,991,393	
少数株主持分		200,590
設備助成金		206,757
損失・費用引当金		2,127,034
中・長期負債		5,505,454
転換社債	543,389	
その他の社債	3,358,983	
その他1年以上の負債	1,603,082	
短期負債		6,541,429
買掛金	833,101	
その他の債務・調整勘定	2,858,849	
財務勘定	2,849,479	
連結利益		753,988
当期利益		
グループ持分	707,470	
少数株主持分	46,518	
資本・負債合計		20,163,541

ミシュラン社の1976年連結貸借対照表では、グループ主要子会社11社が連結対象となり、これら子会社の連結により、巨額の「連結差額」3,991百万フランがプラス値としてグループの資本に計上された。「 $t_i < (s_i - I_i)$ 」による「 $S_g = S_m + \Delta S_m$ 」のケースである。当該金額は親会社資本836百万フランの477%に相当し、連結後のミシュラン社のグループ資本（純資産）は親会社資本（純資産）に比べて大幅に増加（422%）した。

同社は連結差額に関して、「いかなるのれんも連結貸借対照表に計上されていない。連結計算書類の作成時に生ずるマイナスの連結差額は、その源泉のいかんをとわず、プラスの連結差額から減

算された」と注記し、マイナスの連結差額とプラスの連結差額とを相殺し、「のれん」を計上しなかったことを明らかにした。しかし、なぜ巨額の連結差額が生じたかについては説明がない。また、連結差額算定における子会社資本（純資産） $(s_i - I_i)$ についても、どの時点のものか明確にしていないが、前二社と同様、決算日時点の簿価を用いているものと思われる。

第8図表はミシュラン社の1976年度、1978年度および1979年度の連結貸借対照表における連結差額およびグループ資本の変動を示している。

第8図表 ミシュラン社の連結差額とグループ資本の変動
(金額: 百万フラン)

項目	1976	78	79
(1) 連結差額	+3,991	+1,078	+1,753
(2) 親会社資本	836	5,883	6,002
(3) グループ資本	4,828	6,962	7,755
(4) (1)÷(2)(%)	+477%	+18%	+29%
(5) (3)÷(2)(%)	+577%	+118%	+129%

※ 資本の数値は当期利益・損失を含まない
(ミシュラン社の各年度の年次報告書より筆者作成)

これによれば、同社の連結差額はその後1978年度が+1,078百万フラン、1979年度が+1,753百万フランと3分の1以下に減少した。これに対して、親会社資本は1978年度が5,883百万フラン、1979年度が6,002百万フランと1976年度の7倍以上に増加した。親会社資本の増加原因は1978年の法定

再評価制度（非償却固定資産の再評価に係る1977年6月1日デクレ第77-550号、償却固定資産の再評価に係る1978年7月11日デクレ第78-738号に基づく法定再評価制度）にある。ミシュラン社は同制度による法定再評価を実施し、4,193百万という巨額の再評価差額を親会社の1978年度貸借対照表の資本に計上したのである。

第9図表は再評価前と再評価後の比較表である。土地と参加証券よりなる非償却固定資産の再評価差額は4,193百万、償却固定資産の再評価差額は0.3百万であった。前者は貸借対照表上、資本の「再評価積立金（réserve de réévaluation）」に、後者の差額は資本の「再評価特別準備金（provision spéciale de réévaluation）」に計上された。両者は連結貸借対照表でも維持されている。

第9図表 法定再評価前と再評価後の固定資産価額の比較表

1978年度

I. 非 債 却 固 定 資 産						
	再 評 価 前			再 評 価 後		
	借 方		成 果	借 方	貸 方	
土地	総 額	減 価	純 額	利益に戻入れた 自由性減価	再評価純額	特別減価 償却累計
土地	270,000.00		270,000.00		574,500.00	304,500.00
株式投資	2,500,255,845.22	937,597,782.12	1,562,658,063.10		338,410.63	403,304,275.54
					6,158,913,231.70	4,192,612,482.43
						403,304,275.54
						4,192,916,982.43

II. 債 却 固 定 資 産						
	再 評 価 前			再 評 価 後		
	借 方		成 果	借 方	貸 方	
構築物	総 額	減価償却累計	純 額	再評価純額	減価償却累計	再評価純額
構築物	1,870,442.06	364,081.23	1,506,360.83	2,437,416.96	690,675.94	1,746,741.02
機械・設備	259,015.40	152,311.65	106,703.75	370,848.58	252,448.65	118,399.93
無形固定資産	128,652.12	49,911.10	78,741.02	146,616.62	65,017.97	81,598.65
	20,347,040.00	20,070,578.00	276,462.00	20,402,076.80	20,083,649.24	318,427.56
	22,605,149.58	20,636,881.98	1,968,267.60	23,356,958.96	21,091,791.80	2,265,167.16
						296,899.56

第9図表から明らかなるおり、再評価差額の大部分は非償却固定資産の「株式投資」勘定の再評価から生じたものである。それは4,192百万フラン、評価差額全体の99.98%に上る。1978年度の親会社資本は5,883百万フランであったが、そのうち71%は再評価差額が占めていた。株式投資勘定の再評価差額がいかに巨大であったかがわかる。このことは、1978年度法定再評価実施前の当該勘

定がいかに過小評価されていたかを物語るものである。

1976年度の連結貸借対照表に巨額の「連結差額」3,991百万フランがプラス値としてグループ資本に計上されたが、「 $+ \Delta S_m$ 」の原因は親会社における子会社株式の過小評価であると考えられる。「 $t_i < (s_i - I_i)$ 」における t_i の評価額が再評価額の4分の1と、異常に過小だったのである。1978年

度の法定再評価は、親会社における t_i の評価額を大幅に高め、同時に親会社の資本を大幅に増加させることになり、その結果グループ資本が親会社資本を大きく上回る傾向はなくなった。1979年度の同社の連結差額が1976年度の連結差額の3分の1以下に減少した原因がここにある。それにしても、法定再評価実施前の親会社資本とグループ資本の乖離は異常である。

以上の点から、ミシュラン社の1976年度における連結差額の大部分は親会社における株式投資勘定の過小評価を原因としており、再評価差額としてのプラスの連結差額は本来再評価積立金として親会社の資本に計上すべきものである。また、「のれん」に相当すると考えられるマイナスの連結差額部分は、借方「のれん」勘定に振り替えるべきものである。さらに、連結差額には支配獲得後の子会社資本の変動が反映されており、前二社と同様に連結差額には再評価積立金的性質と利益剰余金的性質が混在している。

以上のとおり、1968年国家会計審議会(CNC)勧告書における処理の特徴は、簿価ベースで $-(t_i + (s_i - I_i))$ の差額を「連結差額」として連結貸借対照表上貸方「資本」に計上することにある。財務会計理論からすると、資本の変動要因として出資者との間の直接の取引(出資・引出等)と当期損益の2つの要因を挙げることができる。このことは、連結計算書類においても同様であり、連結貸借対照表上、当期損益は、親会社の当期損益および子会社の当期損益における親会社持分から構成される。しかし、勧告書における資本連結の処理では「連結差額」が連結貸借対照表のグループ資本(純資産)に表示され、連結によりグループ資本が大きく変動することになる。

その結果、ミシュラン社(1976年)のように連結差額がプラス値のときは、グループ資本(純資産)が親会社資本(純資産)に比べて大幅に増加し($S_g = [S_m + \Delta S_m]$ のケース)、反対にモエ・エネシー社のようにマイナス値のときは、グループ資本(純資産)が親会社資本(純資産)に比べて減少することになる($S_g = [S_m - \Delta S_m]$ のケース)。これを回避するにはロレアル社のように、子会社における固定資産の再評価差額や貸借対照表非計上の無形価値といった潜在的増価を考慮して連結

差額に相当する借方勘定を計上することが必要となる。

フランス専門会計士・認許会計士協会(OECCA)の1976年および1977年の調査によれば、フランス上場企業150社のうち「連結差額」を計上した企業はそれぞれ94社、98社、これに対して計上しなかった企業は21社、19社であった。また、「のれん」を計上した企業はそれぞれ68社、72社、計上しなかった企業は47社、45社であった⁽¹⁷⁾。

また、相殺消去の対象となる子会社の資本が支配獲得日ではなく決算日であることから、支配獲得日以後の子会社資本の変動が連結差額に影響を与える。連結貸借対照表においてグループ資本の変動の詳細が表示されなければ、その透明性が著しく低下することになる⁽¹⁸⁾。

[未完]

[注記]

- (1) Conseil National de la Comptabilité (CNC), *Études et Documents 1958-1974*, Ministère de l'Economie et des Finances, pp.177-180.
- (2) *Ibid.*, p.179.
- (3) Cibert, A., *Comptabilité générale*, Dunod, 1983, pp.389-391.
- (4) A. Cibert の前掲書(p.391)を参考に筆者作成。
- (5) $t_i > (s_i - I_i)$ の $-I_i$ を左辺に移行して左右を逆にすれば $s_i < t_i + I_i$ となり、会計処理上は貸借を均衡させるので $s_i + \Delta S_m = t_i + I_i$ となる。
- (6) 同様に、 $t_i < (s_i - I_i)$ の $-I_i$ を左辺に移行して左右を逆にすれば $s_i > t_i + I_i$ となり、会計処理上は貸借を均衡させるので $s_i = t_i + I_i + \Delta S_m$ となる。
- (7) Depallens, D., *Gestion financière de l'entreprise*, éditions Sirey, 1983, p.292参照。
- (8) *Ibid.*, pp.292-294.
- (9) 野村健太郎著『連結会計論』森山書店、1976年、126頁に当該様式が訳出されているのでこれを参照。当該様式において、貸方資本項目の連結差額は「付加すべきもの(à ajouter)」と「控除すべきもの(à déduire)」とにわけられることが注記されている。また、野村教授はこの場合の「グループとは親会社支配株主の見地ないし立場を強く織り込んだ企業集団」という意味であり(所有主

理論的見解), アンサンブル (全体・大下注) とは親会社支配株主の見地のみならず, その他の第三者少数株主の見地をも織り込んだ企業集団という意味にとれるものと思われる (企業体理論的見解)。このような表示の仕方からみれば, 企業体理論的見地がとられているとみることができるが, しかし少数株主持分を含めないかたちでことさらグループの純資産を強調しているところから, 所有主義論的見解がとられているものともみられる。(中略) 少数株主持分に対するこのような理解の仕方は, むしろ所有主義論的見解に近い立場であるといえる」と指摘している (野村著, 前掲書, 134-135頁参照)。

(10) 当時のフランスでは決算日に一括して連結を行う方式を採用していて, 連結決算日時点の問題として取り上げるからである。しかし, CNC は当該原因から連結差額が生ずることはありえないとの見解であったことが野村教授により指摘されている (野村健太郎著, 前掲書, 93頁参照)。

(11) Depallens, D., *op. cit.*, p.292.

(12) 例えば, フランス証券取引委員会 (COB) は1969年以降, 每年のようにフランス企業における資産の過小評価の問題を取り上げている。特に, 保有有価証券の過小評価は深刻で, COB は「大部分のケースで意味のない貸借対照表を生み出している」とさえ言っている (Commission des Opérations de Bourse (COB), *Rapport annuel 1969*, p. 99.)。過小評価の原因是増価を計上せず, 減価のみ認識する評価原則にあった。当該評価原則は市場の低迷期には保有有価証券の過小評価に拍車をかけた。

(13) Depallens, D., *op. cit.*, p.292.

(14) この点について, 野村教授は, CNC がふれていないこと, また損益計算上毎期継続して引当法で引当金の計上を予定しているのであって, そのかぎりでは期間によって異状な引当の計上を行っていないということを前提にしているのであり, 過去の引当金計算の誤りということにはならないと指摘している。実際, このような誤りがあるとすれば, 連結に先立って当該引当金を取崩し, 他方その分だけ利益に戻し入れなければならないはずであり, 従って借方連結差額は生じてこないとされる (野村健太郎著, 前掲書, 97頁)。

(15) 野村教授もこの点を指摘している (野村健太郎著, 前掲書, 98頁)。

(16) 野村健太郎著, 前掲書, 102頁参照。

(17) Ordre des Experts Comptables et Comptables Agréés (OECFA), *Les Rapports annuels des Sociétés françaises* の1978年版, p.91を参照。

(18) 純資産の変動に関する情報については, 1976年にフランス証券取引委員会 (COB) がモデルを提示することになる。